（業務方法書のその他の記載事項）

第十二条　法第六十三条の二十九第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　為替取引分析業等の具体的内容

二　為替取引分析業等の経営管理に係る体制の整備に関する事項

三　為替取引分析業等の従業者の監督体制の整備に関する事項（従業者に対する研修その他の社内規則等に基づいて為替取引分析業等が運営されるための十分な体制の整備に関する事項を含む。）

四　為替取引分析業等において行う分析の実効性の維持及び継続的な改善に関する事項

五　為替取引分析業等又はこれに関連する事務に用いられる情報システム等の管理に関する事項

六　為替取引分析業等の苦情の処理に関する事項

七　為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合にあっては、これらの委託に係る業務の具体的内容

八　為替取引分析業等に関する法令に違反する行為又は為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為の報告に関する事項

九　為替取引分析関連業務に関する次に掲げる事項

イ　為替取引分析関連業務の実施を内容とする契約の締結に関する事項

ロ　為替取引分析関連業務において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

ハ　為替取引分析関連業務において取り扱う情報に係る次条から第十六条まで及び第十八条に規定する義務に相当する義務の履行に関する事項その他の当該情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

ニ　為替取引分析関連業務の継続的遂行の確保に関する事項

十　その他為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行に必要な事項

（為替取引分析業に係る情報システム等の安全管理措置）

第十三条　為替取引分析業者は、その業務の内容及び方法に応じ、為替取引分析業に係る情報システム等の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（取り扱う情報の安全管理措置等）

第十四条　為替取引分析業者は、為替取引分析業において取り扱う情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いの委託をする場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（情報の漏えい等の報告）

第十五条　為替取引分析業者は、為替取引分析業において取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官及び財務大臣に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第十六条　為替取引分析業者は、為替取引分析業において取り扱う個人である利用者その他の者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約に定めなければならない事項）

第十七条　為替取引分析業者は、金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約を締結する場合には、当該契約に、当該為替取引分析業者が行う措置並びに当該為替取引分析業者が取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該為替取引分析業者が行う措置に関する事項を定めなければならない。ただし、当該金融機関等が行うことができる措置に関する事項を定めなければならない。

（社内規則等）

第十八条　為替取引分析業者は、その業務の内容及び方法に応じ、為替取引分析業に係る情報の適切な管理に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

第三章　監督

（定款又は業務方法書の変更の認可の申請等）

第十九条　法第六十三条の三十二の認可を受けようとする為替取引分析業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出するものとする。

一　変更の内容及び理由

二　変更予定年月日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあっては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一　定款又は業務方法書の新旧対照表

二　株主総会又は社員総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官及び財務大臣は、法第六十三条の三十二の認可の申請があったときは、その申請に係る定款又は業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業等を適正かつ確実に遂行するために十分であるかどうかを審査しなければならない。

（業務の種別の変更の許可）

第二十条　次の各号に掲げる為替取引分析業者は、当該各号に定めるときは、法第六十三条の三十三第一項の規定により、金融庁長官及び財務大臣の許可を受けなければならない。

一　為替取引分析業者（法第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）　新たに同項第二号又は第三号に掲げる行為を業として行おうとするとき。

二　為替取引分析業者（法第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）　新たに同号に掲げる行為を業として行おうとするとき。

（資本金の額等の変更の届出）

第二十一条　法第六十三条の三十三第二項の規定による届出を行う為替取引分析業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官及び財務大臣に提出するものとする。

一　変更の内容

二　変更年月日又は変更予定年月日

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第六十三条の二十四第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）又は同項第三号に掲げる事項に変更があった場合　同条第二項第三号に掲げる書類

二　法第六十三条の二十四第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　法第六十三条の二十四第二項第三号に掲げる書類

ロ　第五条第一号イ（⑶を除く。）又は第二号イ（⑶を除く。）に掲げる書類

ハ　旧氏及び名を氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第五条第一号イ⑵又は第二号イ⑵に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三　法第六十三条の二十四第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　法第六十三条の二十四第二項第三号に掲げる書類

ロ　第五条第一号ハ（⑶を除く。）に掲げる書類

ハ　旧氏及び名を氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第五条第一号ハ⑵に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面